

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 24.8.7 第 180 回国会第 7 号

8月7日(火)、第7回の委員会が開かれました。

- 1 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第48号)(参議院送付)
 - ・松原国務大臣(消費者及び食品安全担当)、後藤内閣府副大臣、中塚内閣府副大臣、郡内閣府大臣政務官及び政府参考人並びに修正案提出者参議院議員斎藤嘉隆君(民主)及び参議院消費者問題に関する特別委員長代理者参議院議員島尻安伊子君(自民)に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
(賛成 民主、自民、生活、公明、共産、社民、みんな)
 - ・井戸まさえ君外2名(民主、自民、公明)から提出された附帯決議案について、大口善徳君(公明)から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
(賛成 民主、自民、生活、公明、共産、社民、みんな)

(質疑者及び主な質疑内容)

大口善徳君(公明)

- ・訪問購入に関して、政令で定める規制の対象から除外される物品について、十分な実態調査と適切な審査の下、本法施行日までに具体的にどのような物品を指定しようと考えているか。
- ・近年、消費者と事業者との取引形態・商品が多様化し、複雑化している中、規制の後追いにならないよう、常に実態の把握、トラブル説明を行い、除外物品の変更が必要であると考え、松原国務大臣の見解を伺いたい。
- ・訪問購入に係る消費者被害の防止のため、都道府県の執行体制強化や各自治体の相談体制の充実が必要と考えるが、地方消費者行政活性化基金終了後の具体的な財政支援の方策について、松原国務大臣の見解を伺いたい。

藤田憲彦君(民主)

- ・消費者の自宅を訪問して貴金属等を買取る訪問購入に関して、トラブル急増の実態とその具体的事例について伺いたい。
- ・平成23年3月の行政刷新会議において「貴金属等の買取業者による自宅への強引な訪問買取」について規制仕分けが行われたが、議論の内容と、これを踏まえ本法改正につながった経緯について伺いたい。
- ・悪質な訪問購入業者による刑法犯罪にも類するトラブルの発生を踏まえ、取締り等について警察との連携が重要になると考えるが、松原国務大臣の見解を伺いたい。

加藤学君(生活)

- ・訪問購入に関し、参議院修正により、不招請勧誘が禁止されたが、その目的と具体的にどういった取引形態が対象となるのか伺いたい。
- ・クーリング・オフ期間中に、訪問購入業者が第三者に物品の引渡しを行ったときは、引渡しについて相手方に通知しなければならないこととされたが、転売先の追跡可能性という点で不足があるのではないか。
- ・政府案において指定物品制を採った理由は何か。また、全ての物品を対象とする参議院修正についての評価を伺いたい。

永岡桂子君(自民)

- ・不招請勧誘規制の大きなすき間とならないよう、不招請の電話勧誘を禁止すべきと考えるが、禁止しなかった理由を伺いたい。
- ・クーリング・オフの期間中、訪問購入業者は、物品を転売してはならないこととすべきではないか。また、クーリング・オフの期間中、売主である消費者は物品の引渡しを拒むことができるという規定は、実効的なものといえるか。
- ・訪問購入に係る相談件数を昨年同期と比べると、4割減となっており、訪問購入規制のタイミングが遅きに失したのではないか。松原国務大臣の見解を伺いたい。

吉井英勝君(共産)

- ・既支払額1円以上の相談件数、合計被害金額等の推移を伺いたい。また、70歳以上の者と20歳未満の者の相談件数の推移を伺いたい。
- ・悪質商法に対しては、対応を早くしないと効果がない。今ある法律を徹底して活用し、政令改正などで迅速に対応することが重要と考えるが、松原国務大臣の見解を伺いたい。
- ・消費者被害を防ぐには、相談体制の強化、消費生活相談員の研修等が重要である。地方消費者行政活性化基金は本年度で終了するが、来年度以降、どのように国は支援していくのか。

吉泉秀男君(社民)

- ・訪問購入の取引に関して、知識不足の業者あるいは消費者によるトラブルの発生が想定される中、訪問購入業者に対する制約や資格制度等の規定が必要と考えるが、松原国務大臣の見解を伺いたい。

- ・訪問購入に係る勧誘の意思確認に関して、不招請での電話勧誘の被害状況を踏まえると、電話勧誘については禁止も含め何らかの対応が必要だと考えるが、松原国務大臣の見解を伺いたい。
- ・消費者や関係業者等に対しては、本改正内容の周知徹底を図るなど、本法案通過後の実効性の確保のため、消費者庁の対応が重要になってくるが、今後の対応について松原国務大臣の見解を伺いたい。

山内康一君(みんな)

- ・訪問購入規制の対象から政令で除外される物品の指定基準と審査決定の在り方について、松原国務大臣及び参議院委員長代理者に伺いたい。
- ・本法案において、高齢者や障害者等判断力の不足が懸念される消費者を保護するための対応措置について、どのようにすべきと考えるか伺いたい。
- ・消費者庁等の消費者向けの生命身体事故等情報の提供の在り方について、必要な消費者に分かりやすく適切に周知徹底するため、更なる工夫が必要ではないか。

2 消費者教育の推進に関する法律案(参議院提出、参法第26号)

消費者基本法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第27号)

- ・発議者参議院議員島尻安伊子君(自民)から提案理由の説明を聴取しました。
- ・両案について採決を行った結果、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
(賛成 民主、自民、生活、公明、共産、社民 反対 - みんな)